省令（平成十年建設省令第十七号。以下「選定指針等省令」という。）第二条から第十条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二条中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第三条第一項中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、「を実施しようとする者」とあるのは、「に係る都市計画決定権者（以下「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」という。）」と、同条第二項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、「実施しない」とあるのは「都市計画に定めない」と、選定指針等省令第四条第一項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業の」と、「第一種流通業務団地造成事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第五条第一項及び第二項中「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同項中「第一種流通業務団地造成事業の」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第六条及び第七条第一項中「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同項第三号中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、同条第三項及び第四項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第八条第一項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同条第二項及び第四項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同条第三項及び第四項中「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同条第三項及び第四項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同条第二号及び第四号中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同条第四項中「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第三条　都市計画第一種流通業務団地造成事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省令第十一条から第十四条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第十二条第一項及び第二項中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「第一種流通業務団地造成事業に」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業に」と、同項中「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項」と、同条第三項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「法第三条の七第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」とあるのは「法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の四第一項」と、選定指針等省令第十三条第一項中「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「第一種流通業務団地造成事業の」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業の」と、「第一種流通業務団地造成事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業実施想定区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条第一項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同条第二項中「第一種流通業務団地造成事業に」と、「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同条第三項中「第一種流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画第一種流通業務団地造成事業」と、同条第四項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同条第五項中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と、同条第六項中「第一種流通業務団地造成事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種流通業務団地造成事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

（報告書作成に関する指針）

第十三条　都市計画対象流通業務団地造成事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画対象流通業務団地造成事業」と、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「当該都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者の」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象流通業務団地造成事業」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）